
対応記録作成委員会設置要綱

新宿区新型コロナウイルス感染症対応記録作成委員会設置要綱

令和 5 年 2 月 28 日
5 新総危危第 2051 号

(設置)

第 1 条 2019 年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応と成果に関する記録を作成する組織として新宿区新型コロナウイルス感染症対応記録作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区新型コロナウイルス感染症対応記録（以下「対応記録」という。）の作成に関する事。
- (2) その他会長が必要と認める事項に関する事。

(委員会構成)

第 3 条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、総務部危機管理担当部危機管理課長をもって充てる。
- 3 副会長は、総務部総務課長をもって充てる。
- 4 会長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 6 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 前項に規定する者のほか、会長は、必要があると認めるときは、区職員のうちから委員を指名することができる。

(作業部会)

第 4 条 委員会は、対応記録を作成するため、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の部会長は、総務部危機管理担当部危機管理課危機管理係長をもって充てる。
- 3 部会は、別表 2 に掲げる所属に属する者のうち、部会長が指名する者をもって

組織する。ただし、部会長は、必要があると認めるときは、他の所属に属する者を指名することができる。

(会議)

第5条 会長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 部会長は、部会を招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、総務部危機管理担当部危機管理課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (令和5年2月28日付け4新総危危第2051号)

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	総合政策部企画政策課長
委員	地域振興部地域コミュニティ課長
委員	文化観光産業部文化観光課長
委員	福祉部地域福祉課長
委員	子ども家庭部子ども家庭課長
委員	健康部健康政策課長
委員	みどり土木部土木管理課長
委員	環境清掃部環境対策課長
委員	都市計画部都市計画課長
委員	教育委員会事務局教育調整課長

別表2 (第4条関係)

部会員	総合政策部企画政策課
部会員	総合政策部区政情報課
部会員	総務部総務課
部会員	総務部人事課
部会員	地域振興部地域コミュニティ課
部会員	文化観光産業部文化観光課
部会員	文化観光産業部産業振興課
部会員	福祉部地域福祉課
部会員	子ども家庭部子ども家庭課
部会員	健康部健康政策課
部会員	健康部保健予防課
部会員	みどり土木部土木管理課
部会員	環境清掃部環境対策課
部会員	都市計画部都市計画課
部会員	教育委員会事務局教育調整課